明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令（**総務**一〇〇）　二

〔**規　則**〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―五五―一五〇）　五

〔**告　示**〕
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（**総務**三五三、三五四）　六
○固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（**同**三五五）　四
○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件（**同**三五六）　五
○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な固定電話端末等及びその条件を定める件（**同**三五七）　五
○技術基準適合認定及び設計についての認証の対象となる端末機器を定める件（**同**三五八）　六
○特定端末設備の技術基準を定める件（**同**三五九）　六
○基本的機能を要しない総合デジタル通信端末を定める件等を廃止する件（**同**三六〇）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六一）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六二）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六三）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六四）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六五）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六六）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六七）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六八）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六九）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三七〇）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三七一）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分～令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三七二）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分・令和三年分～令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三七三）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三七四）　七
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一三〇五）　八
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一三〇六）　八

〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三三

省　令

○総務省令第百号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（通話品質） **第三十四条**　事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。）にアナログ電話端末（端末設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるものをいう。）であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十八第一項、第三十五条の十九の二第一項及び第三十六条の五第一項において単に「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。 ［２　略］ （特定端末設備） **第三十五条の二の七**　二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。次項において同じ。）の技術基準は、総務大臣が別に告示するところによる。 ２　端末規則第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章まで」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の七第一項」と読み替えるものとする。 （通話品質） **第三十五条の四**　事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に総合デジタル通信端末（端末設備であつて、総合デジタル通信用設備に接続されるものをいう。以下同じ。）を接続した場合の通話品質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならない。 （特定端末設備） **第三十五条の七の二**　総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。次項において同じ。）の技術基準は、総務大臣が別に告示するところによる。 ２　端末規則第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章まで」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の七の二第一項」と読み替えるものとする。	（通話品質） **第三十四条**　事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。）に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十八第一項、第三十五条の十九の二第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。 ［２　同上］ （特定端末設備） **第三十五条の二の七**　端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の七において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。 （通話品質） **第三十五条の四**　事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に総合デジタル通信端末（端末規則第二条第二項第十三号に規定する総合デジタル通信端末をいう。以下同じ。）を接続した場合の通話品質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならない。 （特定端末設備） **第三十五条の七の二**　端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の七の二において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

（特定端末設備）

第四十五条の九　二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。次項において同じ。）の技術基準は、総務大臣が別に告示するところによる。

2　端末規則第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章まで」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第一項」と読み替えるものとする。

3　総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。次項において同じ。）の技術基準は、総務大臣が別に告示するところによる。

4　端末規則第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章まで」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第三項」と読み替えるものとする。

5　端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章まで」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第五項において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（端末設備等規則の一部改正）

第二条　端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　電話用設備に接続される端末設備	第四章　［同上］
第一節　削除	第一節　アナログ電話端末（第十条―第十六条）
［第二節　略］	［第二節　同上］
第三節　固定電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）	第三節　インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）
［第四節　略］	［第四節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
第六章　削除	第六章　総合デジタル通信用設備に接続される端末設備（第三十四条の二―第三十四条の七）
［第七章～第九章　略］	［第七章～第九章　同上］
附則	附則

（特定端末設備）

第四十五条の九　端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第一項において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

2　端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第二項において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

3　端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第三項において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

（定義）

第二条　［略］

２　この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

［一　略］

二及び三　削除

［四・五　略］

六　「固定電話用設備」とは、電話用設備であつて、電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものをいう。

七　「固定電話端末」とは、端末設備であつて、固定電話用設備に接続されるものをいう。

［八～十一　略］

十二及び十三　削除

［十四～十九　略］

二十　削除

［二十一～二十五　略］

（絶縁抵抗等）

第六条　端末設備の機器は、その電源回路と筐（きょう）体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に次の絶縁抵抗及び絶縁耐力を有しなければならない。

一　絶縁抵抗は、使用電圧が二五〇ボルト以下の場合にあつては、二メガオーム以上であること。

二　絶縁耐力は、使用電圧が二五〇ボルトを超える場合にあつては、二、五〇〇ボルトの電圧を連続して一分間加えたときこれに耐えること。

［２　略］

第四章　電話用設備に接続される端末設備

第一節　削除

（定義）

第二条　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　「アナログ電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。

三　「アナログ電話端末」とは、端末設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるものをいう。

［四・五　同上］

六　「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

七　「インターネットプロトコル電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるものをいう。

［八～十一　同上］

十二　「総合デジタル通信用設備」とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

十三　「総合デジタル通信端末」とは、端末設備であつて、総合デジタル通信用設備に接続されるものをいう。

［十四～十九　同上］

二十　「直流回路」とは、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に接続して電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

［二十一～二十五　同上］

（絶縁抵抗等）

第六条　［同上］

一　絶縁抵抗は、使用電圧が三〇〇ボルト以下の場合にあつては、〇・二メガオーム以上であり、三〇〇ボルトを超え七五〇ボルト以下の直流及び三〇〇ボルトを超え六〇〇ボルト以下の交流の場合にあつては、〇・四メガオーム以上であること。

二　絶縁耐力は、使用電圧が七五〇ボルトを超える直流及び六〇〇ボルトを超える交流の場合にあつては、その使用電圧の一・五倍の電圧を連続して一〇分間加えたときこれに耐えること。

［２　同上］

第四章　［同上］

第一節　アナログ電話端末

第十条から第十六条まで　削除

（基本的機能）

第十条　アナログ電話端末の直流回路は、発信又は応答を行うとき閉じ、通信が終了したとき開くものでなければならない。

（発信の機能）

第十一条　アナログ電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一　自動的に選択信号を送出する場合にあつては、直流回路を閉じてから三秒以上経過後に選択信号の送出を開始するものであること。ただし、電気通信回線からの発信音又はこれに相当する可聴音を確認した後に選択信号を送出する場合にあつては、この限りでない。

二　発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合選択信号送出終了後二分以内に直流回路を開くものであること。

三　自動再発信（応答のない相手に対し引き続いて繰り返し自動的に行う発信をいう。以下同じ。）を行う場合（自動再発信の回数が一五回以内の場合を除く。）にあつては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。

四　前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（選択信号の条件）

第十二条　アナログ電話端末の選択信号は、次の条件に適合するものでなければならない。

一　ダイヤルパルスにあつては、別表第一号の条件

二　押しボタンダイヤル信号にあつては、別表第二号の条件

（緊急通報機能）

第十二条の二　アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）を発信する機能を備えなければならない。

（直流回路の電気的条件等）

第十三条　直流回路を閉じているときのアナログ電話端末の直流回路の電気的条件は、次のとおりでなければならない。

一　直流回路の直流抵抗値は、二〇ミリアンペア以上一二〇ミリアンペア以下の電流で測定した値で五〇オーム以上三〇〇オーム以下であること。ただし、直流回路の直流抵抗値と電気通信事業者の交換設備からアナログ電話端末までの線路の直流抵抗値の和が五〇オーム以上一、七〇〇オーム以下の場合にあつては、この限りでない。

二　ダイヤルパルスによる選択信号送出時における直流回路の静電容量は、三マイクロファラド以下であること。

2　直流回路を開いているときのアナログ電話端末の直流回路の電気的条件は、次のとおりでなければならない。

一　直流回路の直流抵抗値は、一メガオーム以上であること。

二　直流回路と大地の間の絶縁抵抗は、直流二〇〇ボルト以上の一の電圧で測定した値で一メガオーム以上であること。

三　呼出信号受信時における直流回路の静電容量は、三マイクロファラド以下であり、インピーダンスは、七五ボルト、一六ヘルツの交流に対して二キロオーム以上であること。

3　アナログ電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。

（発信の機能）

第十八条　移動電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

［一　略］

二　自動再発信（応答のない相手に対し引き続いて繰り返し自動的に行う発信をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、その回数は二回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。

［三　略］

（緊急通報機能）

第二十八条の二　移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を発信する機能を備えなければならない。

（送出電力）

第三十条　移動電話端末の送出電力の許容範囲は、通話の用に供する場合を除き、別表第四号のとおりとする。

第三節　固定電話端末

（基本的機能）

第三十二条の二　固定電話端末は、次の機能を備えなければならない。

［一・二　略］

（発信の機能）

第三十二条の三　固定電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

［一～三　略］

（識別情報登録）

第三十二条の四　固定電話端末のうち、識別情報（固定電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。）の登録要求（固定電話端末が、固定電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。）を行うものは、識別情報の登録がなされない場合であつて、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。

一　固定電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合にあつては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。

（送出電力）

第十四条　アナログ電話端末の送出電力の許容範囲は、通話の用に供する場合を除き、別表第三号のとおりとする。

（漏話減衰量）

第十五条　複数の電気通信回線と接続されるアナログ電話端末の回線相互間の漏話減衰量は、一、五〇〇ヘルツにおいて七〇デシベル以上でなければならない。

（特殊なアナログ電話端末）

第十六条　アナログ電話端末のうち、第十条から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

（発信の機能）

第十八条　［同上］

［一　同上］

二　自動再発信を行う場合にあつては、その回数は二回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。

［三　同上］

（緊急通報機能）

第二十八条の二　移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）

第三十条　移動電話端末の送出電力の許容範囲は、アナログ電話端末、又は自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの（以下「アナログ電話端末等」という。）と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、別表第四号のとおりとする。

第三節　インターネットプロトコル電話端末

（基本的機能）

第三十二条の二　インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。

［一・二　同上］

（発信の機能）

第三十二条の三　インターネットプロトコル電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

［一～三　同上］

（識別情報登録）

第三十二条の四　インターネットプロトコル電話端末のうち、識別情報（インターネットプロトコル電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。）の登録要求（インターネットプロトコル電話端末が、インターネットプロトコル電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。）を行うものは、識別情報の登録がなされない場合であつて、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合にあつては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。

二　固定電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信しない場合にあつては、端末設備ごとに適切に設定された待機時間の後に登録要求を行うための信号を送信するものであること。

［2　略］

（ふくそう通知機能）

第三十二条の五　固定電話端末は、固定電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

（緊急通報機能）

第三十二条の六　固定電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（電気的条件等）

第三十二条の七　固定電話端末は、総務大臣が別に告示する電気的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

2　固定電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

（送出電力）

第三十二条の八　固定電話端末の送出電力は、通話の用に供する場合を除き、別表第五号のとおりとする。

（特殊な固定電話端末）

第三十二条の九　固定電話端末のうち、第三十二条の二から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

（緊急通報機能）

第三十二条の二十三　［略］

2‖　インターネットプロトコル移動電話端末（一の当該端末につき複数のインターネットプロトコル移動電話端末特定情報（当該端末を特定するための情報であつて、チヤネルの設定に当つて使用されるものをいう。以下同じ。）を設定することができ、かつ、設定されたいずれのインターネットプロトコル移動電話端末特定情報に対応する電気通信番号に係る着信であつても、必要に応じ、インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を自動的に切り替えて応答できるものに限る。）であつて、通話の用に供するものは、緊急通報が警察機関等に正常に接続されないときは、インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を自動的に切り替えて緊急通報を発信する機能（発信前に利用者への確認を行うものを含む。）を備えなければならない。

二　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信しない場合にあつては、端末設備ごとに適切に設定された待機時間の後に登録要求を行うための信号を送信するものであること。

［2　同上］

（ふくそう通知機能）

第三十二条の五　インターネットプロトコル電話端末は、インターネットプロトコル電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

（緊急通報機能）

第三十二条の六　インターネットプロトコル電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（電気的条件等）

第三十二条の七　インターネットプロトコル電話端末は、総務大臣が別に告示する電気的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

2　インターネットプロトコル電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）

第三十二条の八　インターネットプロトコル電話端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、インターネットプロトコル電話用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。

（特殊なインターネットプロトコル電話端末）

第三十二条の九　インターネットプロトコル電話端末のうち、第三十二条の二から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

（緊急通報機能）

第三十二条の二十三　［同上］

［新設］

（インターネットプロトコル移動電話端末特定情報の変更を防止する機能）

第三十二条の二十四　インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話端末特定情報に関する次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置は、容易に取外しができないこと。

二　インターネットプロトコル移動電話端末特定情報は、容易に書換えができないこと。

三　インターネットプロトコル移動電話端末特定情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

第六章　削除

第三十四条の二から第三十四条の七まで　削除

（特殊な端末設備）

第三十五条　電話用設備、無線呼出用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備のうち、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める端末設備の接続の技術的条件によることが適当であるものについては、第四章から前章までの規定にかかわらず、その技術的条件によることができる。

（インターネットプロトコル移動電話端末固有情報の変更を防止する機能）

第三十二条の二十四　インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話端末固有情報（インターネットプロトコル移動電話端末を特定するための情報であつて、チヤネルの設定に当たつて使用されるものをいう。以下同じ。）に関する次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置は、容易に取外しができないこと。

二　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報は、容易に書換えができないこと。

三　インターネットプロトコル移動電話端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

第六章　総合デジタル通信用設備に接続される端末設備

（基本的機能）

第三十四条の二　総合デジタル通信端末は、次の機能を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する場合はこの限りでない。

一　発信又は応答を行う場合にあつては、呼設定用メッセージを送出するものであること。

二　通信を終了する場合にあつては、呼切断用メッセージを送出するものであること。

（発信の機能）

第三十四条の三　総合デジタル通信端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一　発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼設定メッセージ送出終了後二分以内に呼切断用メッセージを送出するものであること。

二　自動再発信を行う場合（自動再発信の回数が一五回以内の場合を除く。）にあつては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。

三　前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（緊急通報機能）

第三十四条の四　総合デジタル通信端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（電気的条件等）

第三十四条の五　総合デジタル通信端末は、総務大臣が別に告示する電気的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

2　総合デジタル通信端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。

（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）

第三十四条の六　総合デジタル通信端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、総合デジタル通信用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。

（特殊な総合デジタル通信端末）

第三十四条の七　総合デジタル通信端末のうち、第三十四条の二から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

（特殊な端末設備）

第三十五条　電話用設備、無線呼出用設備、総合デジタル通信用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備のうち、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める端末設備の接続の技術的条件によることが適当であるものについては、第四章から前章までの規定にかかわらず、その技術的条件によることができる。

（自営電気通信設備）

第三十六条　第三条から前条（第八条第三号を除く。）までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）は」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）に接続されるもの」と、第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「固定電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、固定電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条の十から第三十二条の二十五までの規定中「インターネットプロトコル移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出用設備に接続されるもの」と、第三十四条の八及び第三十四条の九の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と、第三十四条の十の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備」と読み替えるものとする。

別表第一号から別表第三号まで　削除

（自営電気通信設備）

第三十六条　第三条から前条（第八条第三号を除く。）までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）に接続されるもの」と、第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条の十から第三十二条の二十五までの規定中「インターネットプロトコル移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出用設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から第三十四条の七までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信用設備に接続されるもの」と、第三十四条の八及び第三十四条の九の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と、第三十四条の十の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備」と読み替えるものとする。

別表第一号　ダイヤルパルスの条件（第12条第１号関係）

第１　ダイヤルパルス数

ダイヤル番号とダイヤルパルス数は同一であること。ただし、「０」は、10パルスとする。

第２　ダイヤルパルスの信号

ダイヤルパルスの種類	ダイヤルパルス速度	ダイヤルパルスメーク率	ミニマムポーズ
10パルス毎秒方式	10±1.0パルス毎秒以内	30%以上42%以下	600ms以上
20パルス毎秒方式	20±1.6パルス毎秒以内	30%以上36%以下	450ms以上

注１　ダイヤルパルス速度とは、１秒間に断続するパルス数をいう。

２　ダイヤルパルスメーク率とは、ダイヤルパルスの接（メーク）と断（ブレーク）の時間の割合をいい、次式で定義するものとする。

ダイヤルパルスメーク率＝｛接時間÷（接時間＋断時間）｝×100（%）

３　ミニマムポーズとは、隣接するパルス列間の休止時間の最小値をいう。

別表第二号　押しボタンダイヤル信号の条件（第12条第２号関係）

第１　ダイヤル番号の周波数

ダイヤル番号	周　波　数
1	697Hz及び1,209Hz
2	697Hz及び1,336Hz

3	697Hz及び1,477Hz
4	770Hz及び1,209Hz
5	770Hz及び1,336Hz
6	770Hz及び1,477Hz
7	852Hz及び1,209Hz
8	852Hz及び1,336Hz
9	852Hz及び1,477Hz
0	941Hz及び1,336Hz
＊	941Hz及び1,209Hz
#	941Hz及び1,477Hz
A	697Hz及び1,633Hz
B	770Hz及び1,633Hz
C	852Hz及び1,633Hz
D	941Hz及び1,633Hz

第２　その他の条件

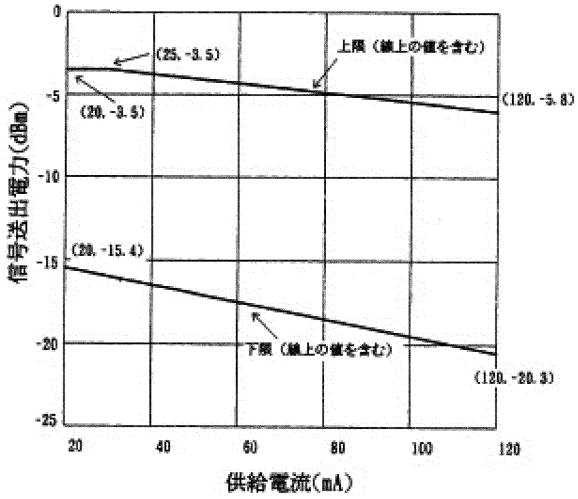
項目		条件
信号周波数偏差		信号周波数の±1.5％以内
信号送出電力の許容範囲	低群周波数	図１に示す。
	高群周波数	図２に示す。
	二周波電力差	５dB以内、かつ、低群周波数の電力が高群周波数の電力を超えないこと。
信号送出時間		50ms以上
ミニマムポーズ		30ms以上
周期		120ms以上

注１　低群周波数とは、697Hz、770Hz、852Hz及び941Hzをいい、高群周波数とは、1,209Hz、1,336Hz、1,477Hz及び1,633Hzをいう。

２　ミニマムポーズとは、隣接する信号間の休止時間の最小値をいう。

３　周期とは、信号送出時間とミニマムポーズの和をいう。

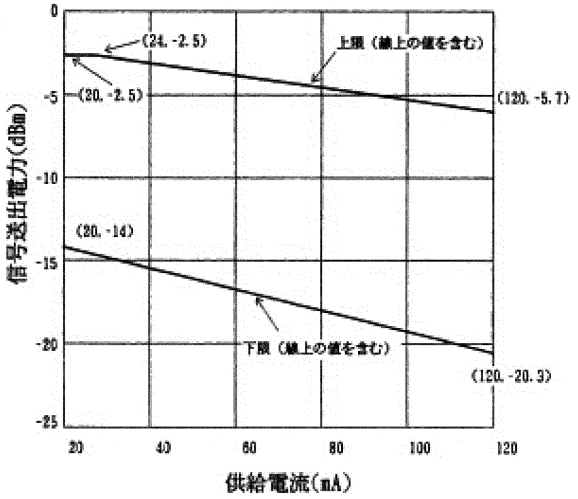
図１　信号送出電力許容範囲（低群周波数）



注１　供給電流が20mA未満の場合の信号送出電力は、－15.4dBm以上－3.5dBm以下であること。供給電流が120mAを超える場合の信号送出電力は、－20.3dBm以上－5.8dBm以下であること。

２　dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

図２　信号送出電力許容範囲（高群周波数）



注１　供給電流が20mA未満の場合の信号送出電力は、－14dBm以上－2.5dBm以下であること。供給電流が120mAを超える場合の信号送出電力は、－20.3dBm以上－5.7dBm以下であること。

２　dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第三号　アナログ電話端末の送出電力の許容範囲（第14条関係）

項　　目		アナログ電話端末の送出電力の許容範囲
４kHzまでの送出電力		－８dBm（平均レベル）以下で、かつ、０dBm（最大レベル）を超えないこと。
不要送出レベル	４kHzから８kHzまで	－20dBm以下
	８kHzから12kHzまで	－40dBm以下
	12kHz以上の各４kHz帯域	－60dBm以下

注１　平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル（実効値）とする。

２　送出電力及び不要送出レベルは、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

３　dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第四号　移動電話端末の送出電力の許容範囲（第30条関係）

［表略］

［注１　略］

２　送出電力は、アナログ信号を出力する二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

［３　略］

別表第五号　固定電話端末の送出電力（第32条の８関係）

項　　目	固定電話端末の送出電力
［略］	［略］

［注１　略］

２　送出電力は、アナログ信号を出力する二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

［３　略］

別表第四号　［同左］

［表同左］

［注１　同左］

２　送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と移動電話用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

［３　同左］

別表第五号　インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力（第32条の８、第34条の６関係）

項　　目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
［同左］	［同左］

［注１　同左］

２　送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

［３　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第三条　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該改正規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（対象とする端末機器） **第三条**　法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。 一　固定電話端末（端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第二条第二項第七号に規定する固定電話端末をいう。） 二　インターネットプロトコル移動電話端末（端末設備等規則第二条第二項第九号に規定するインターネットプロトコル移動電話端末をいう。） 三　専用通信回線設備等端末（端末設備等規則第二条第二項第十六号に規定する専用通信回線設備等端末をいう。） 四　第一号から前号までに掲げるもの以外の端末機器（総務大臣が別に告示するものに限る。）	（対象とする端末機器） **第三条**　［同上］ 一　アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。以下同じ。）であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器（第三号に掲げるものを除く。） 二　インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置（インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。）、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器 三　インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される端末機器 四　無線呼出用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器 五　総合デジタル通信用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器 六　専用通信回線設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。）又はデジタルデータ伝送用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器
［削る］	［削る］
［2　略］	［2　同上］

様式第７号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓐ及び技術基準適合認定番号又は記号Ⓣ及び設計認証番号を付加したものとする。

［図略］

［注１～４　略］

端末機器の種類	記号
一　第３条第１項第１号に掲げる端末機器	G
二　第３条第１項第２号に掲げる端末機器	H
三　第３条第１項第３号に掲げる端末機器	P
四　第３条第１項第４号に掲げる端末機器	Q

様式第十五号（第45条関係）

登録申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

電気通信事業法第68条の３第１項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

［１～４　略］

［注１　略］

２　修理の方法の概要には、修理の箇所（表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、ボタン、差込み口、コネクタ、バイブレータ及び電池等）について記載すること。なお、修理する特定端末機器の認証設計又は届出設計に合致するよう修理を行う場合は、修理の箇所のほか、その旨を記載すること。

［３・４　略］

様式第７号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓐ及び技術基準適合認定番号又は記号Ⓣ及び設計認証番号を付加したものとする。

［図同左］

［注１～４　同左］

端末機器の種類	記号
一　第３条第１項第１号に掲げる端末機器	A
二　第３条第１項第２号に掲げる端末機器	E
三　第３条第１項第３号に掲げる端末機器	F
四　第３条第１項第４号に掲げる端末機器	B
五　第３条第１項第５号に掲げる端末機器	C
六　第３条第１項第６号に掲げる端末機器	D

様式第十五号（第45条関係）

登録申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

電気通信事業法第68条の３第１項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

［１～４　同左］

［注１　同左］

２　修理の方法の概要には、修理の箇所（表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、ボタン、差込み口、コネクタ、バイブレーター及び電池等）について記載すること。なお、修理する特定端末機器の認証設計又は届出設計に合致するよう修理を行う場合は、修理の箇所のほか、その旨を記載すること。

［３・４　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第二条中端末設備等規則第三十二条の二十三に一項を加える改正規定及び同令第三十二条の二十四の改正規定は令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の端末設備等規則の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であって、この省令の施行の日前に電気通信事業法（以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「旧規則」という。）第三条第一項各号に掲げる端末機器に付されている旧規則様式第七号による表示は、なお従前の例による。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十一月二十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	奄美市名瀬矢之脇町二六の一	鹿児島財務事務所名瀬出張所	
	（略）	（略）	
	奄美市名瀬矢之脇町二六の一	名瀬測候所	
	奄美市名瀬矢之脇町二六の一	奄美海上保安部	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日、名瀬測候所に係るものにあつては同年十一月二十八日、奄美海上保安部に係るものにあつては令和七年一月十四日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　（略）

二　（略）

改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	奄美市名瀬長浜町一の一	鹿児島財務事務所名瀬出張所	
	（略）	（略）	
	奄美市名瀬港町八の一	名瀬測候所	
	奄美市名瀬入舟町二二の一	奄美海上保安部	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　奄美海上保安部に係る改正規定　令和六年十二月十日

二　鹿児島財務事務所名瀬出張所に係る改正規定　令和七年一月十四日